

別添

規 則 等 の 名 称	処分基準（特定小型原動機付自転車運転者講習等の受講命令）
根 拠 法 令	<p>1 道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）により改正される道路交通法（昭和35年法律第105号）</p> <p>2 モデル処分基準の策定について（通知）（令和5年4月24日付、警察庁丁交企発第84号）</p> <p>3 モデル処分基準の策定について（通知）（令和5年5月31日付、警察庁丁交企発第128号）</p>
趣 旨	<p>道路交通法の一部改正に伴い、特定小型原動機付自転車の運転に関し道路における交通の危険を生じさせるおそれのある行為を反復してした者に対して、公安委員会は、特定小型原動機付自転車の運転による交通の危険を防止するための講習の受講命令をすることができることとされたことから、特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令に対する処分基準を新たに定めるもの。</p> <p>また、法改正に伴う条ずれにより、自転車運転者講習の受講命令についての処分基準を改正するもの。</p>
概 要	<p>処分基準</p> <p>「特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令」の制定</p> <p>「自転車運転者講習の受講命令」の条ずれによる改正</p>
施 行 日	令和5年7月1日
県民意見等を募集しなかった理由	<p>法令に基づく行政処分であり、全国の警察において一律の運用を図る必要があるところ、警察庁から示された処分基準に沿う内容で策定しており、県民意見の募集を行っても、その意見を反映させる余地は極めて少なく、募集を行う意味が乏しいため。</p>
その他参考事項	